

令和元年司法試験再現答案

民事系科目

第1問 民法

整理番号	ランク
1	A
2	C
3	A
4	A

1【設問1】（以下、民法については法令名省略）

2第1 本件事故発生当時の甲建物の所有者

3 請負契約に基づき請負人が完成させた建物の所有権の帰属につき、民法は明文の定めを
4置いていない。しかし、請負人保護のため、請負代金完済までは、請負人が主要な材料を
5提供した限り、請負人に完成建物の所有権が帰属すると解すべきである。本件においても、
6請負代金の20%がAからBに支払われていないため、この基準で判断する。

7 本件では、甲建物に必要な材料はすべて請負人Bが自ら調達した。そして、請負代金の
8全額が支払われたわけではない。したがって、甲建物の所有権は、本件事故発生時に
9ても未だ請負人Bに帰属する。

10第2 CのAに対する請求（以下では、甲建物の所有権が注文者Aに帰属すると仮定して
11検討する）

121. CはAに対し、本件事故による損害の賠償を請求する。その根拠は、717条1項但
13書に基づく工作物所有者への損害賠償請求権である。

14 2.(1) 甲建物は、「土地の工作物」にあたる。甲建物には用いられていた建築資材が必
15要な強度を有しないという欠陥があったから、「設置…に瑕疵」があった。これに「よっ
16て」本件事故が発生し、Cが負傷し、治療費等の「損害」が生じた。そして、Aは、甲建
17物の「所有者」である。

18 (2) もっとも、甲建物の「占有者」Bが「必要な注意をした」（717条1項但書）と
19いえるか。

20 Aとしては、建築資材に欠陥があった以上、占有者Bが「必要な注意をした」とはいえ
21ないと主張すると考えられる。

22 しかし、当該資材は、本件事故以前は定評のあるもので、多くの建築資材に用いられて
23いたから、不審事由はなかった。そのような資材が甲建物にたまたま用いられていたにす

24 がないのだから、占有者 B に過失はなく、「必要な注意をした」というべきである。本件
25 事故発生後になって初めて判明した製造業者の検査漏れの事実をもって、安易に請負人の
26 過失を肯定すべきではない。また、このように解したとしても、所有者 A は、「損害の原
27 因について他に責任を負う者」である製造業者に対して求償できる（717 条 3 項）の
28 から、不都合はない。

293. よって、C の A に対する請求は認められる。

30 【設問 2】

31 第 1 H の主張㊦

32 1. 賃貸人たる地位の移転

33 (1) 前提として、D は E との間で、乙建物の賃貸借契約を締結するとともに、D が E に
34 乙建物の引渡しをしている以上、E は賃借権につき借地借家法 31 条 1 項の對抗要件を具
35 備している。

36 このような状況下で、H は、D から乙建物を買い受けた。これにより、乙建物につき賃
37 貸人たる地位の移転（契約当事者たる地位の移転）が生じている、と H は主張する。なぜ
38 なら、賃貸借契約の賃貸人たる地位と、賃貸目的物の所有権とは特殊な結合関係にあるた
39 め、賃貸目的物の売却には賃貸人たる地位を移転する意思も含まれていると解されるから
40 である。なお、賃貸人が負う、賃借人に賃貸目的物を使用収益させる義務（601 条）は
41 没个性的なものであるから、賃借人の同意は不要である。

42 2.(1) 賃料の二重支払防止のため、新賃貸人が賃借人に賃料の支払請求をするには、目
43 的物の登記が必要と解する。H は乙建物の所有権移転登記を具備しているから、これを充
44 たす。

45 (2) また、乙建物の所有権移転登記を具備した H は同所有権を第三者である F に対して
46 も対抗できるようになった。そして、上述のとおり、賃貸目的物の所有権移転と、賃貸人

47たる地位移転は結合している。したがって、所有権を F に対して主張できるのと同様に、
48H は F に対して賃貸人たる地位も当然に対抗できるというべきである。つまり、賃貸人た
49る地位の移転とは、債権譲渡とは性質を異にするという主張である。

503. H としては、以上のように主張すると思われる。

51第 2 F の主張①

521. H 主張のとおり、賃貸人たる地位が H に移転しているとしても、H と F との関係は対
53抗関係となり、467 条 2 項の第三者対抗要件を先に具備した F が優先する、と F は反論
54すると考えられる。

55 (1) 契約当事者たる地位の移転とは、債権譲渡と免責的債務引受けとの複合的行為であ
56る。そうである以上、本件の D から H に対する賃貸人たる地位の移転についても、将来の
57賃料債権の譲渡が含まれているといえる。そして、F も D から本件賃貸借契約に係る平成
5828 年 9 月分から平成 40 年 8 月分までの賃料債権の譲渡を受けている。したがって、
59 FH 間是对抗関係にあるため、467 条 2 項の第三者対抗関係を先に具備した者が優先す
60る。

61 (2) 平成 28 年 8 月 3 日、D は E に対し「確定日付のある証書」である内容証明郵便で
62債権譲渡を「通知」しているから、F は H より先に第三者対抗要件を具備している。した
63がって、F は H より優先する。

642. F は以上のように主張すると考えられる。

65第 3 私見

66 たしかに、H 主張のとおり、本件では D から H への乙建物の売却に伴って、賃貸人たる
67地位が移転している。しかし、F 主張のとおり、賃貸人たる地位の移転には、賃料債権の
68譲渡が含まれており、FH 間の関係は対抗関係になる。そして、F が先に第三者対抗要件
69を具備しているから、F が H に優先する。

70 したがって、Fの主張⑦のほうが正当である。

71 【設問3】

721. Hは、本件債務引受け契約の無効を主張する。その根拠は、95条本文に求められる。

73 2.(1) 「錯誤」とは、表示意思又は効果意思を欠く意思表示を指す。もっとも、本件で、
74 HがBに賃料支払を請求できるかは、本件売買契約の効果意思には含まれない動機にすぎ
75 ない。したがって、この点についての誤認は原則として、錯誤には当たらない。もっとも、
76 ①表意者が動機を明示又は黙示に表示し、②動機が契約内容になった場合には、動機の錯
77 誤も「錯誤」に当たると解すべきである。この場合、意思を欠く錯誤と同視できるからで
78 ある。

79 (2) ア. 本件では、契約締結前に、Gが、「乙建物を売りに出せば、買主は長期の安定
80 した賃料収入を見込める」と発言し、実際に合意①において、「Dは、Hに、乙建物を、
81 その収益性を勘案した価格である6000万円で売却する。」とDGH間で合意がされて
82 いる。このような事情を考慮すると、Hの上記動機は少なくとも黙示に表示されていたと
83 考えられる（①充足）。

84 イ. また、本件売買契約と、本件債務引受け契約とは、実質的にはDGH間での三者間
85 契約である。実質的には、本件売買契約の売買代金の代わりにHがDのGに対する債務を
86 引き受ける契約内容となっているからである。そうである以上、上のHの動機は、実質的
87 に本件債務引受け契約と同一といえる本件売買契約の契約内容になっているといえるから、
88 要件②も充たす。

89 ウ. したがって、Hの動機の錯誤は、「錯誤」に当たる。

90 3. 「要素」の錯誤といえるかは、①客観的重要性と、②主観的因果性を考慮して判断す
91 る。

92 一般に、購入する土地の賃料を取得できるかは、土地の売買において客観的に重要であ

93る（①）。また、実際、甲自身、Eから本件賃貸借契約に係るそれ以後の賃料の支払を受
94けることができると考えたからこそ、本件売買契約と本件債務引受け契約を締結したのだ
95から、主観的因果性もある（②）。以上を考慮すれば、Hの錯誤は「要素」の錯誤といえ
96る。

974. また、たしかに、実際にはHはEに対し賃料支払請求をすることができないものの、
98その判断は、設問2のとおり、難解な法的判断を必要とするものであるから、軽過失こそ
99あれ、「重大な過失」（95条但書）まではない。

1005. よって、Hは、本件債務引受け契約の無効を主張することができる。

第1 設問1

1 本件事故が発生した時点における甲建物の所有者はだれか。

(1) 建物の建築請負契約において、注文者と請負人との間に所有権帰属についての特段の合意がない場合には、材料の提供者に所有権が帰属する。これは、加工の法理（246条参照）を理由とするものである。

そうすると、本件では、Bが必要な材料を自らすべて調達していることから、甲建物の所有権は、Bに帰属することになる。

(2) もっとも、Bに所有権が帰属したとしても、「引渡し」があれば、所有権はAに移転すると解される。なぜならば、本件契約により発生する仕事の完成債務には、甲建物の引渡し債務も含まれるからである。

そうすると、本件で、「引渡し」があったといえるかが問題となる。この点、本件契約書によれば、引き渡し日は平成30年6月11日とされ、本件事故よりも後である。しかしながら、AがBに対して、本件契約の報酬のうち8割を支払い済みであることに加え、Bが6月1日時点で既に甲建物を完成させていることから、「引渡し」があったと考えることもできる。甲建物は、A所有の土地に建てられており、引き渡しの具体的な態様としては、Bが撤退するだけであると考えられるところ、Bは、6月1日の時点で撤退したものと思われるから、遅くとも6月1日の時点で、引き渡しがあったといえる。

よって、本件事故が発生した時点における甲建物の所有者はAである。

2 CはAに対して、土地工作物責任（717条）を追及できるか。

(1) 甲建物が「土地の工作物」であることには争いがないであろう。問題は、甲建物の「設置又は保存に瑕疵」があったといえるかである。

この点、瑕疵とは、通常想定される危険に対して、通常有すべき安全性を欠くことをいう。日本においては、震度5弱の地震は通常想定される危険といえ、これに堪えるだけの安全性を欠いていたのであるから、瑕疵があったといえそうである。

しかしながら、瑕疵の有無は、事故当時を基準に判断されるべきところ。甲建物に用いられていた建築資材は、定評があり、多くの新築建物に用いられていたというのであるから、瑕疵はなかったというべきである。

(2) よって、CはAに対して、土地工作物責任を追及できない。

第2 設問2

1 Hの主張

Hは、Dから乙建物を買ったため、Dの賃貸人としての契約上の地位が、Hに移転したといえる。通常、契約上の地位の移転には、相手方の承諾が必要であるが、建物賃貸借においては、賃借人保護のため、相手方の承諾は不要と解される。

そうすると、Hは、移転登記を備えた以上、Eに対して、移転以降の賃料を請求できるはずである。

2 Fの主張

Fは、本件譲渡契約により、DのEに対する賃料請求権を将来にわたって取得し、内容証明郵便でEに通知を送っていることから、第三者対抗要件（467条2項）も備えている。そのため、Hに対しても、その取得を対抗できるはずである。

3 私見

（１） まず、前提として、本件譲渡契約は、将来債権の譲渡であるため、その有効性が①特定性、②公序良俗違反との関係で問題となる。

特定性については、債務者がE、発生原因が乙建物の賃貸借契約、期間が平成28年から平成40年8月までと定められ、特定されているといえるから、問題ない。

そして、期間も10数年と極端に長いわけでもなく、他に事情も見当たらないから、公序良俗に反するということもできない。

よって、本件譲渡契約は有効である。

（２） 次に、FがHに対して、債権譲渡を対抗できると主張しているが、そもそも、FはHが乙建物を取得した以降の賃料債権を取得しないものとする。なぜならば、Hは、DのEに対する債権を取得したわけではなく、あくまで契約上の地位を承継したに過ぎない。そのため、承継以降のDのEに対する賃料債権の発生は観念できず、Fは賃料債権を取得すらしていないことになる。将来債権の譲渡は、将来債権が発生しない場合も想定されているというべきである。

よって、下線部㊦が正当である。

第3 設問3

1 Hは、本件債務引受契約の無効を主張することができるか。動機の錯誤は、動機が相手方に黙示的にであれ表示され、法律行為の内容となった場合には、要素に錯誤がある限り、無効となる。

2 本件では、GH間で協議化されているため、黙示的に動機が表示されているといえる。また、一般人であれ、Hであれ、Fから賃料債権を取得できないのであれば、本件債務引受契約の無効を主張しなかったであろうから、要素に錯誤がある。

3 Hには、重過失があるが、共通錯誤であり、無効である。

以上

民事系科目第1問（民法）

第1．〔設問1〕について

1．設問前段について

（1）本件事故が発生した平成30年6月7日の時点において、甲建物の所有権は本件契約のいずれの当事者に帰属しているか。請負契約の所有権帰属の判断基準が問題となる。

この点、請負契約は仕事の完成を目的とする契約であり、目的物を完成させるという作業にも価値が存在する点で加工と類似するため、特約のない限り、民法の加工の規定（民法（以下省略）247条）に従って所有権の帰属態様は判断、すなわち、材料の提供者が請負契約の目的物の所有権を取得するとすべきである。このように考える方が、材料を提供して仕事を完成させた請負人の報酬支払請求権の確保にも資する。

本件では、請負人であるBが必要な材料を全て自ら調達しているので、特約のない限り、Bに甲建物の所有権が帰属する。

（2）もっとも、本件事故が生じた時点で建物は既に完成していたのであるから、甲建物の所有権はAに移転したといえないか。所有権の移転時期が問題となる。

この点、上述した請負人の報酬支払請求権の確保という目的から、目的物の所有権は、報酬がすべて支払われてはじめて移転すると考えられる。

本件では、Aは、まだ甲の引渡しを受けておらず、報酬の残額7200万円はまだ支払われていない。したがって、本件事故の時点では甲の所有権はAに移転しておらず、Bが所有者であったといえる。

2．設問後段について

Cは、甲建物の所有者Aに対して、工作物責任に基づく損害賠償請求（717条1項但書）をすることが考えられる。かかる請求が認められるか。

（1）まず、甲建物は、土地に定着した人工物であり、「土地の工作物」（同項本文）に当たる。

（2）次に、「瑕疵」があるといえるか。

この点、「瑕疵」とは、通常想定し得る危険に対し、その物が通常備えるべき安全性を欠く状態いう。

本件では、震度5の地震による建物損傷のおそれというのは、地震大国である本邦において通常想定し得る危険であり、甲建物は、その資材に欠陥があり、震度5の地震に耐えうるほどの必要な強度を有しないものであった。したがって、甲建物は、通常想定し得る危険に対し、その物が通常備えるべき安全性を欠く状態であったといえ、「瑕疵」が認められる。

（3）さらに、所有者の責任が認められるには、占有者が無過失であることが必要である（同項但書）。

本件において、占有者であるBが欠陥のある甲建物の資材を調達したのであるが、当該資材は定評があり、多くの新築建物にも使用されていたのであるから、当該資材を信頼す

ることに合理性があったといえる。また、本件資材の強度の検査は製造業者がなすべきものであって、これを購入者である B に課すことは酷であり、妥当でない。したがって、B は尽くすべき注意義務を怠ったといえず、過失は認められない。

(4) よって、C は、所有者 A に対して工作物責任を追及し、損害賠償請求をすることができる。

第2. [設問2] について

1. 下線部㉑の H の主張について

H は、D から乙建物の所有権を取得することによって、D の E に対する賃貸人たる地位を取得し、それに付随して賃料債権も取得すること、賃料請求の対抗要件は賃貸目的物の所有権移転登記であり、H は乙の所有権移転登記を取得したので、債権譲渡通知をしたにとどまる F に優先するため、E から賃料の支払いを受けることができると主張することができる。以下、かかる主張を具体的に検討する。

(1) まず、H が乙の所有権を取得することによって賃貸人たる地位は移転するか。

この点、賃貸人が目的物の所有権を移転させることは、賃貸人たる地位から離脱するというのが合理的意思であり、一方、対抗力が備えられた賃借権の付いた目的物の譲受人は、賃貸人たる地位を取得して賃料請求するのが合理的意思であるため、目的物の譲渡により、賃貸人たる地位は譲受人に移転すると考える。なお、この場合、賃貸人の債務は所有者であればなし得る没個性的債務であるから賃借人の承諾は不要である。

本件では、乙建物は E に引き渡されているので対抗要件が備わっている（借地借家法 31 条）ので、乙の D から H への譲渡により賃貸人たる地位は H に移転したといえる。したがって、賃貸人たる地位の移転に伴い、賃料債権も H に移転する。

(2) 次に、H は、乙の所有権移転登記を具備しているところ、新賃貸人が賃借人に賃料請求するには、二重払いの危険を防止するため、基準の明確性の観点から、所有権移転登記が必要であると解されるから、H は、賃借人 E に対して賃料の請求をすることができる。

2. 下線部㉒の F の主張について

F は、D から、D の E に対する将来の賃料債権の譲渡を受け、確定日付ある通知により第三者対抗要件（467 条 2 項）を具備したといえるから、その後に H が賃貸人たる地位を譲り受けたとしても、賃料債権は H に移転しないと主張する。

3. 下線部㉑と下線部㉒のいずれが正当であるかについて

F の主張が正当であると考えられる。というのも、㉑の主張は、所有権とともに賃貸人たる地位を引き継いだ者が、賃借人の二重払いを防止するという観点から、所有権移転登記を備えるべきとされたのであり、賃借人との関係での対抗要件に過ぎないし、賃料債権のみを受け継いだ者が所有権の登記を備えることは観念できないので、後者は確定日付ある登記のみで第三者に対抗できるからである。また、このように解さなければ、賃料債権を譲渡した賃貸人の都合で自由に債権の譲受人の地位を覆すことが可能となり、債権の譲受人にとって酷であるといえるからである。

第3. [設問3]

Hは、本件債務引受契約は、乙建物の収益性につき錯誤があったため、無効（95条1項）であると主張することが考えられる。

1. まず、乙建物の収益性の有無に関する錯誤は、動機の錯誤に過ぎないので、動機の錯誤が「錯誤」に当たるかが問題となる。

この点、動機の錯誤の場合であっても、動機が明示又は黙示に表示され、意思表示の内容となっている場合は、「錯誤」といえる。

これを本件についてみるに、本件売買契約において、乙建物は収益性を勘案した価格である6000万円であるため、本件売買契約においては乙の収益性は意思表示の内容となっていたといえる。そして、本件売買契約と同時に本件債務引受契約が締結され、乙の代金が6000万円であり、債務引受の債務の額も6000万円であることから、債務引受が乙の代金の弁済としてなされたと考えられる。そうだとすれば、本件売買契約で意思表示の内容となっていた乙の収益性は、本件債務引受契約においても意思表示内容となっていたといえる。したがって、「錯誤」は認められる。

2. 次に、乙に収益性がなければ、Hは本件債務引受契約を締結しなかったといえるし、一般人もそうであると考えられるので、「要素」の錯誤が認められる。

3. たしかに、Hが錯誤に陥ったことにつき、重過失が認められ得るが、Gも乙の収益性につき錯誤に陥っていたのであるから、当該契約を維持する必要性は無いため、Hの重過失は契約の有効性に影響はない。

4. よって、本件債務引受契約は無効である。

設問1

第1 甲建物の所有者

1 本件事故が発生した時点の甲建物の所有者は、注文者 A か、請負人 B か

請負契約において、引渡し前の目的物の所有権者は特段の合意があればそれによる。特段の合意がない場合、加工の法理（民法（以下略）246条1項）に従い、請負人が材料の大半を自ら調達した場合には、請負人が目的物の所有者となる。もっとも、注文者が代金の大半を提供していた場合には、その時点で注文者に所有権が移転すると解する。

本件では、AとBとの間で、甲建物の所有権について特段の合意はない。他方、請負人Bは、甲建物に必要な材料をすべて自ら調達している。もっとも、本件契約の請負代金は、3億6000万円である。Aはこのうち、10%を5月10日に、30%を17日に、棟上げ日である8月9日に、代金40%を支払っている。Aは、代金の80%を8月9日に支払っており、代金の大半を支払っているといえる。そのため、本件事故が発生した平成30年6月7日の時点では、甲建物の所有権は既にAに移転していたといえる。

2 したがって、本件事故が発生した時点の甲建物の所有者はAである。

第2 損害賠償請求について

1 Cは、甲建物の所有者Aに対し、717条1項に基づいて、損害賠償請求することが考えられる。

(1) 「土地の工作物」とは、土地に接着し、人工的に作られたものをいう。甲建物はA所有の土地に建てられた建物であり、「土地の工作物」に当たる。

(2) 「瑕疵」とは、そのものが通常有すべき安全性を欠いていることを言う。

甲建物の一部に使用された建築資材には、欠陥があった。その欠陥は、通常建物として必要な強度を有しないというものであった。そのような建築資材が使用された甲建物は、建物として通常有すべき安全性を欠いていたといえる。

(3) そして、建築資材の欠陥により、本件事故が発生している。本件事故により、Cが負傷している。因果関係（「よって」）ならびに「損害」も認められる。

(4) 現在甲建物を占有しているのは、請負人Bである。請負人Bは、建築資材として、通常用いられる資材を用いて甲建物を建築している。建築資材の欠陥は、製造業者の検査漏れによるものであり、占有者であるBは「必要な注意」をしたといえる。

2 これに対し、Aからは、本件契約は請負契約であり、注文者であるAは、716条よりこれから生じた責任を負わないと反論することが考えられる。では、716条と717条の競合についてはどのように考えるべきか。

不法行為責任の趣旨が、損害の公平な分担にあり、717条が被害者救済のためのものであることからすると、717条1項と716条が競合した場合は、被害者救済の観点から、717条1項が優先すると考えるべきである。また、そう解したとしても、工作物の所有者は、求償権を行使して、損害の公平な分担を図ればよい（717条3項）。

以上から、Aの反論は認められない。

3 したがって、CのAに対する損害賠償請求は認められる。

設問2

第1 Hの主張

Hは、本件売買契約に基づき、乙建物の所有権がDからHに移転するのに伴って、本件賃貸借契約の賃貸人としての地位もDからHに移転している（87条1項類推）。契約上の地位の移転には、債務者の同意が必要となるのが原則である。しかし、賃貸借契約にあっては、賃貸人の賃借人に対する債務は属人的でなく、また、賃借人にとっても地位の移転により不利益が生じることは通常ないことから、賃借人の同意は不要である。もっとも、賃借人の賃料の二重払い防止の観点から、賃貸人の地位の移転を受けた者が、賃借人に対して、賃料を請求するためには、建物について登記を備えることが必要である。Hは、平成30年2月20日に乙建物について、所有権移転の登記を備えている。

したがって、Hは、賃貸人として、Eに対し賃料を請求することができる。

第2 Fの主張

Fは、平成28年8月3日に、平成28年9月分から令和10年8月分の賃料債権について、債権譲渡を受けている（466条）。これは、将来発生する債権を対象としたいいわゆる将来債権譲渡である。将来債権の譲渡は、金融の必要性から、その対象・時期などが定められて、その範囲が確定していれば、公序良俗（90条）に反しない限り、認められる。本件譲渡契約は、対象が本件賃貸借契約から生じる賃料債権として特定されており、その期間も上記の通り、定められている。本件において公序良俗に反するというべき事情はない。そして、平成28年8月3日に、DはEに対し、債権譲渡について通知し、その通知は翌日Eに到達している（467条1項）。

したがって、Fは、Eに対して、賃料債権の支払を求めることができる。

第3 では、どちらの主張が正当か。

1 本件賃貸借契約により生じる賃料債権は、FとHの二重に譲渡された状態にある。そのため、その優劣については、対抗要件具備の戦後により決すべきである。

Hは、上記の通り、平成30年2月20日に対抗要件を具備している。

将来債権譲渡の対抗要件については、将来生ずべき債権についても、設定時における通知により、対抗要件を具備すると解する。Fは、平成28年8月4日に、確定日付のある内容証明郵便によって、Eに本件債権譲渡について通知している。Fが第三者対抗要件を具備したのは、平成28年8月4日である（467条2項）。

2 以上より、先に対抗要件を具備したFが優先する。Fの主張が認められる。

設問3

第1 まず、Hは、本件債務引受契約は、錯誤に基づいてなされたものとして、95条1項より無効主張することが考えられる。もっとも、Hの錯誤は、賃料を受け取れるかどうか、

という点にあり、本件債務引受についての事実 10 における③の合意（以下、「合意③」とする。他も同様）の部分に錯誤はない。そのため、「法律行為の要素に錯誤」があったとは言えないように思える。

第2 もっとも、H が免責的債務引受の合意を行ったのは、賃料が受け取れることが前提となっていると考えられる。そこで、賃料が受け取れるという点について、「法律行為の要素」となっていると考えすることはできないか。以下、検討する。

1 本件債務引受契約は、G と H との間で行われている。H は、D の友人に過ぎず、これ以前に G と債権債務関係にはなかったものと考えられる。H が本件債務引受契約を引き受けたのは、乙建物から賃料が受け取れることを前提としていていると考えられる。G は、D に対し、乙建物を売りに出せば、賃料収入が安定して得られるのではないかと指摘している。また、合意④についてみると、H が支払う債務の額は、毎月 20 万円とされている。これは、本件賃貸借契約の賃料が 25 万円であることを踏まえて、H が 5 万円の利益をあげつつ、債務を支払うためにこのような額となっていると評価できる。

2 以上から、本件債務引受契約において、本件賃貸借契約から生じる賃料債権を受け取れることが、「法律行為の要素」となっているといえる。

そして、本件では H と G の両方が錯誤に陥っていることから、95 条ただし書の適用はない。

第3 よって、H は、本件債務引受契約の無効を主張することができる。

以上